

研修生用研修案内（水戸会場）

1 公用車及び自家用車の駐車は

- ・「**研修生用無料駐車場（水戸赤十字病院隣り）**」をご利用ください。

研修生用駐車場から水戸合同庁舎までは、徒歩で10分程度要しますので、時間に余裕をもってお越しください。

カーナビ入力：水戸市三の丸3丁目9番地

グーグルマップ検索：茨城県自治研修所研修生用駐車場



- ・水戸合同庁舎正面の「来客者専用駐車場」に駐車した場合は、昼休み等に移動していただきます。（病気やけが、その他の事情で、研修生用駐車場利用が困難な方は、事前に担当研修課を通じてご相談ください。）
- ・例外として、2階の「大会議室」で実施する研修（新任課長補佐課程、新任課長課程、新任部長等課程及び公開講座）については、庁舎管理者から庁舎正面の駐車場の利用が認められています。

2 入室は

- ・開講時間に遅れないよう、指定された研修室へお越しください。開講時間は、研修により異なりますので日程表等で確認してください。

3 出席の確認は

- ・研修にお越しいただいた際に、研修室入口にいる受付係員へ「所属自治体名」及び「氏名」をお伝えください。

4 教室に入ったときは

- ・出席後、資料（座席表等）を一部取り、指定座席の確認をお願いします。各市町村等で使用している名札を着用し、開講式、オリエンテーション開始までお待ちください。

5 開講式、オリエンテーションでは

- ・オリエンテーションでは、研修日程や研修生活について担当者から説明があります。

6 欠席、早退、遅刻するときは

- ・欠席、早退、遅刻をするときは、必ず「研修欠席届」を提出してください。提出に当たっては、あらかじめ市町村長の承認を得ることとし、研修担当課を経由して提出してください。
- ・早い時点で出席できないことが判明した場合は、速やかに、各市町村等の研修担当者へ連絡をお願いします。（直前の欠席は、グループ等に影響が出てしまうことがありますのでご協力をお願いします。）

7 所内での服装等は

- ・常に公務員として良識ある服装をしてください。
- ※空調運転を行う期間は、原則、次のとおりです。各自、服装やブランケット持参等で調節できるようご準備ください。
冷房：7月1日から9月30日まで
暖房：12月1日から3月31日まで

8 喫煙等は

- ・水戸合同庁舎敷地内は、全面禁煙です。路上喫煙やたばこのポイ捨て等がないようマナー遵守をお願いします。

9 食事、飲み物は

- ・食事は持参するか、地下1階食堂、売店又は周辺の飲食店等をご利用ください。食事を持参された方や売店を利用される方は、研修室又は7階にあるラウンジで飲食が可能です。地下1階食堂や売店には数に限りがありますので、お早めにご利用ください。
- ・講義中は、蓋の付いた飲み物は、研修室への持込が可能です。
特に夏季に実施される研修においては、各自水分補給を行ってください。
- ・2階の「大会議室」では食事は出来ません。※蓋の付いた飲み物の持込、水分補給は可能です。

10 外部からの連絡、伝言は

- ・緊急連絡以外は、原則として外部からの連絡の取り次ぎはいたしません。所外への電話等の連絡は、休憩時間及び退所後に行い、講義中に行わないようにしてください。

11 非常口の確認は

- ・地震や火災等に備え、事前に非常階段を確認してください。非常階段は、東西2か所にあります。

12 体調に異常のあるときは

- ・速やかに職員に連絡してください。体調に異変がある場合は、無理をしないで欠席してください。

13 身体の障害、その他の理由により配慮が必要な場合は

- ・身体の障害、その他の理由により配慮が必要な方は、研修担当課を通じて事前にご相談ください。座席配置や庁舎正面の駐車場利用、その他配慮ができる場合があります。

14 研修所で利用できる設備等は

- ・コピー機 …7階事務室に声をかけてください。
- ・パソコン …7階事務室に申し出てください。台数には限りがあります。

15 オンライン研修について

- ・Z o o mを使用した双方向での実施とします。オンライン研修に参加される場合、受講生ひとりにつき1台のP C又はタブレットをご用意ください。

16 オンデマンド研修について

- ・動画視聴用のU R Lアドレスをメールで送付いたしますので、各自受講してください。研修期間を設けていますので、必ず期間内に受講してください。

17 研修が終了したときは

- ・最終日の講義が終了後、閉講式を行います。閉校式の後、研修生アンケートにご回答ください。アンケート回答後、解散となります。
- ・研修の修了は、総研総時間（開講式・閉講式を除く。）の100分の75以上（講師養成研修は、100分の85以上）の出席をもって認定します。
- ・講師養成研修の修了者には、後日、研修担当課を經由して「修了書」を交付します。

18 研修所の所在地は

水戸市柵町1-3-1 水戸合同庁舎7階

*担当は茨城県自治研修所 研修課 市町村職員研修担当です。

T E L : 0 2 9 - 3 0 3 - 1 3 2 6

F A X : 0 2 9 - 2 3 3 - 1 0 3 1

E - m a i l : jichiken2@pref.ibaraki.lg.jp